

第2章 人権施策を進めるに当たっての基本的な考え方

第1節 基本理念

本県は、「全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して」を基本理念として、人権施策を推進します。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

- (1) 一人ひとりがかけがえのない存在として人権を保障され、偏見や差別のない社会

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。一人ひとりがかけがえのない尊い命の主体者として、人権の意義やその尊重と共存の重要性について理解を深め、自分の人権と同様に他の人の人権をも尊重し、偏見や差別、さらに暴力のない社会の実現を目指します。

- (2) 一人ひとりが人権を尊重され、誰もが個性や能力を十分に発揮している活力ある社会

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、人種、民族、信条などによって不当に差別されず、一人ひとりの様々な生き方の可能性を否定されることなく、誰もが個性や能力を十分発揮し、その人らしく活躍できる活力のある社会の実現を目指します。

- (3) 誰もがお互いの人権を尊重し、多様な文化や価値観を認め合い、つながり支え合いながら共に暮らせる社会

全ての人が様々な違いがある個人として尊重され、多様な文化や価値観を理解し、尊重し合うことで誰もがその人らしく活躍できる社会の実現を目指します。

第2節 基本指針の位置付け

- (1) 基本指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 基本指針は、多様かつ複雑な人権問題に対応するために、県民をはじめ民間団体、企業や市町村などに対して県の人権施策の方向性を示し、人権が尊重される社会づくりを促進するためのものです。
- (3) 女性や子ども、高齢者といった個別分野ごとにある各種計画に基づき施策に取り組む際は、基本指針の趣旨を尊重し推進するものとします。